



高校生からの法律相談







指導事例集







~Contents ~

| 1 スマホでトラブル! セーフ? アウト? ~契約~ 2 | |
|--|--|
| 2 事故は突然に ~交通事故~ | |
| 3 カタチのないものを守れ ~知的財産権~ ·······10 | |
| 4 はじめてのアルバイト ~雇用と労働の問題~14 | |
| 5 あやしい取引に引っかかったら大変!~消費者問題~18 | |
| 6 クラスメイトが警察に逮捕されてしまった!~少年事件~22 | |
| 7 まさかあの姉が?! ~ドメスティックバイオレンス~26 | |
| 8 タマゴちゃんを取り戻せ!~児童虐待~30 | |
| 9 裁判員に選ばれた?! ~刑事裁判と裁判員裁判~32 | |
| 10 運動場を仲良く使うためのルール作り ~立憲主義と民主主義~…36 | |
| 11 幻のイエローカード ~「フェア」とは何か~40 | |
| | |



スマホでトラブル! セーフ? アウト? ~契約~



指導のねらい

- ①高校生などの未成年者も、日常生活の中でさまざまな契約していることを意識させる。
- ②未成年者が契約する場合には,原則的に親の同意が必要なことを理解させる。
- ③契約には強い拘束力があり、破った場合にはペナルティがあることを理解させる。
- ④契約は、どのような内容であっても「私的自治の原則」が適用されるのではないことを 理解させる。
- ⑤未成年者の契約の取り消しについては、その注意点を理解させる。

| | 学習内容 | 学 習 活 動 | 指導上の留意点 |
|---|-------------------------|--|--|
| | 契約について 基本的な知識 の確認 | 【導入】 日常生活で何気なく交わされている契約について考えます。 みなさんは、実際に契約をしたことがありますか? | |
| | | 【ロールプレイの役割を決める】 ナレーター、マモル、ヒロシ、担任 | |
| 導 | | 【ロールプレイ】 ◆ヒロシ,スマホを買う (p.6) | まずは、興味・関 心を持たせる |
| Д | | 【コラムを読む】 ●「身分」から「契約」へ (p.6) ・コンビニでの売買契約など、大人だけではなく高校生の日常生活にも契約が関わっていることに気づかせる ・法学者メーンの「身分から契約へ」について、歴史的な過程を踏まえて、説明する ※内容的には難しいが、できれば扱う ■板書 契約=お互いの自由意思で決めて合意したのだから、守らなければならない | 今日朝からどんな 契約をしてきたか を考えさせてみる ※時間的に余裕の ない場合にはカッ トすることも可能契約の原則を確認 |
| 展 | 未成年者の 契約 | 【ロールプレイ】 ◆親と一緒に (p.7) • 高校生にとって最も身近な、書面が必要な契約として、スマホを取り上げる | 【巻末資料】p.100 |
| 開 | | 【コラムを読む】 | ・民法第5条を参 照。同意が必要な 理由は、「一人で契 |
| 1 | | ●未成年者の契約には親の同意が必要 (p.7)・20 歳未満の契約に法定代理人の同意が必要であることを説明し、その理由について考えさせる・法定代理人の同意が必要ない契約には、どのようなものがある | 約するための十分 な判断力がまだ備 わっていない」か |

| | 学習内容 | 学 習 活 動 | 指導上の留意点 |
|-----|----------------------------------|--|---|
| | | かも説明する | |
| 展 | 契約における 具体的な トラブル | 【ロールプレイ】 ◆あやしいサイトにアクセスしちゃった!① (p.7 8 行 ~ p.8 14 行) • このような請求を経験したことがないかを、生徒に質問する • このような場合、自分の回りに誰か相談できる人がいるかどうかを聞いてみる | |
| 1 | 契約の効果 | 【コラムを読む】 ●契約の拘束力 (p.8) ・契約は、契約書がなくても口頭だけで成立することを確認する ・契約書は、重要な契約でトラブルを避けるために作成していることを説明する ・契約を破れば、損害賠償や違約金のペナルティがあり、損害賠償のために、財産が差し押さえられることもある ・契約する時には、契約の内容を必ず確認することを徹底する ・契約がお互いに守れる内容になっているかを確認する | ・携帯電話の契約書 や,不動産の賃貸 契約書などを示す |
| 展 | 契約が成立す る要件と契約 の無効 | 【ロールプレイ】 ◆あやしいサイトにアクセスしちゃった!② (p.8 15行~p.10 6行) • 契約が成立するのは、お互いの意思・思いが合致したときであることを確認する • ヒロシの場合は、なぜ「契約として成立していないことになる」のか質問する • なぜ、「常識から外れた請求は公序良俗に反するってことで無効なんだ」かについて説明する | ヒロシの場合,お互いの意思が合致していないので契約は成立していない 150万円は、常識から外れた請求 |
| 開 ② | 私的自治の原 則と公序良俗 に反する法律 行為 | 【コラムを読む】 ●何でも私的自治で許されるのか (p.9) •「私的自治の原則では、自分の意思で自分のしたいことを決めることができます。」の意味を考えさせる •「お互いの意思が合致することで契約は成立します。」の意思の合致とはどのようなことかを説明する •チケットを定価より高く買うことも、「売る人と買う人がお互いにそれでいいと納得しているのであれば、それは許される」については、法的には許されているが、実際にはどのような問題があるのかを考えさせる •どのような契約が、無効になるのかを考えさせる •民法第90条の条文を確認させる ※時間があれば | お互いの納得で契約は成立 チケットのインターネットオークションにおける取引の具体例を示す 無効な契約の具体例を示す 民法の条文が理解できたか確認する |

| | 学習内容 | 学 習 活 動 | 指導上の留意点 |
|-----|--------------|---|---|
| | 未成年者が嘘をついた場合 | 【ロールプレイ】 ◆大人だと嘘をついたら① (p.10 7 行~ p.10 最終行) • このようなシステムのゲームの課金制度について説明する • クレジットカードのしくみを説明する クレジットカードのしくみ | 大学生や社会人に なれば、自分名義 のクレジットカー ドを持てる |
| 展 | | 支払い (引き落とし) 支払い請求 商品 支払い(手数料を差し引く) カード会社 カード払い分の請求 | |
| | | ・親名義のクレジットカードを使うことによって、未成年者であっても契約の取り消しができなくなることを強調する | |
| 開 | 未成年者と法定代理人の | 【ロールプレイ】 ◆大人だと嘘をついたら② (p.11) • 未成年者であっても、保護されない場合があることを説明する | • 朔(法孛伊珊 1) |
| 3 | 責任 | ・未成年者であっても、保護されない場合があることを説明する ●未成年者取り消しと詐術 (p.11) ・未成年者の契約については、親の同意が必要であることを確認する ・未成年者が親の同意なく契約したら、取り消しができることを確認する ・未成年者が、「嘘をついて契約したら、その契約は取り消しできません」について、実際にはこのような行為が簡単に行われていることを説明する ・「未成年者でも結婚したら成年として扱われる」ことの意味を考えさせる ・民法第 21 条と民法第 753 条の条文を確認させる ※時間があれば | 親(法年) は子ども(未成年) 者の場合(表表) 可能 小遣な解約ならい。 親がなられる。 親がないる。 親のはない。 親のにない。 親のにない。 とは独でがいる。 とは独でがいる。 りにも変がまたかで、 りにはののできたが、 できたい。 できたい。 |
| まとめ | | 契約についてさまざまな契約によって社会生活が成り立っており、私的自治の原則からも契約は守らなければならないことを徹底する未成年者の契約の特異性についても、知識を確実にする | 契約の原則と、未 成年者の契約の特 異性を認識させる |



事故は突然に ~交通事故~



指導のねらい

- ①交通事故を起こしてしまった場合、加害者にどのような責任が生じるか理解させる。
- ②被害者や被害者の家族にうまれる感情に共感し寄り添うことの大切さを理解させる。

| | 学習内容 | 学 習 活 動 | 指導上の留意点 |
|----|-----------------------|---|--|
| | | 【導入】 この時間は、自転車に乗っていた高校生が起こした交通事故のケースをとおして、加害者にはどのような責任が生じるのか、加害者は被害者に対してどのような行動をするのが望ましいのかなどについて、皆さんといっしょに考えたいと思います。 | |
| | | 【発問】 ①皆さんのなかで、自転車通学をしている人は手を挙げてください。 ②自転車に乗って走る場合、さまざまなルールがあります。もし自転車で走行していて、「車両通行止め」の標識がある場合、そのまま通行してよいでしょうか。 ③自転車で二台以上並んで走っていた場合やスマホを操作しながら自転車を運転していた場合、夜間にライトをつけないで自転車に乗っていた場合、罰金を課されるでしょうか。 | ・身近な質問をして、興味・関心を持たせるようにする・自由に発言させる |
| 導入 | 自転車は軽車両である自転車走行とルールの例 | 【説明】(発問①~③について) ①自転車通学をしている人は多いですね。通学に使わなくても、 | 自転車の走行については、法律で規定されていることを理解させる |
| | | | ・罰金と科料の違いを説明してもよい(科料は1,000円以上1万円未満,罰金は1万円以上(上限なし)の財産刑) |

| | 学習内容 | 学 習 活 動 | 指導上の留意点 |
|----|------------------|---|---|
| 導入 | | 【ロールプレイの役割を決める】 マモル,マモルの母,子どものお母さん,弁護士,ナレーター | |
| | 交通事故の加 害者と被害者 | 【説明】 これからマモル君が起こした交通事故について、皆さんとともに考えていきます。 自転車に乗っていたマモル君は歩道にいた子どもに衝突してしまい、大ケガを負わせてしまいます。たいへんです。交通事故を起こすと、負傷した被害者やその家族は加害者に対して、怒りをつのらせますね。もし被害者が死亡した場合、遺族の悲しみと怒りはとても大きなものになります。 それでは、これからストーリーを読んでいきましょう。それぞれの役にあたったひとは、今話したことも考えながら、自分のセリフを語ってください。 | 自分自身が加害者 になった場合,あ るいは被害者に なった場合を想像 するよう指摘する |
| 展開 | 被害者の気持ちを理解する | 【ロールプレイ】 ◆マモルの自転車事故 (p.12) ◆え、僕が悪いの? (p.13) 【説明】 マモル君は自転車で歩道を走っていたのですね。これは法律 違反です。しかも、スマホをしながらでした。 子どものお母さんの怒りは激しいものでしたが、無理もありません。しかし、マモル君は子どものお母さんの怒りがよく理解できていないようです。 【コラムを読む】 | 授業時間の関係 上、ストリーを 説がしたり、もを がとりしてを がといる でいるようのの でいるのの でいるの でいるの<!--</th--> |
| | 警察の役割 | ◆交通事故証明書 (p.13) 交通事故をおこしたとき、被害者であっても加害者であっても、 警察に連絡することが必要です。 警察は、交通事故証明書のほかに実況見分調書などを作成します。 【ロールプレイ】 ◆責任はどうやってとるの? (p.14) ◆誰がどうやって払うの? (p.15) | 重要な語句については、意味を確認するようにする。 |
| | | 【コラムを読む】 ●責任の種類 (p.15) ●親の責任? (p.16) | 特に、コラム「● 責任の種類」につ いては丁寧に説明 する |

| | 学習内容 | 学 習 活 動 | 指導上の留意点 |
|---|---------------------------|---|---|
| 展 | 交通事故を起 こしたときに 生じる責任 | ●保険の話 (p.16) 【説明】 難しい言葉が登場してきましたが、ここでは交通事故を起こした場合の責任として、民事責任・刑事責任・行政上の責任が発生することを理解してください。もちろん、被害者に心から謝罪するなど誠意を示すことも大切ですね。自転車事故で相手にケガをさせてしまった場合、多額の損害賠償を支払わなければならないこともあります。その場合に備えて、保険に入っておくことを考えてもいいかもしれません。 【ロールプレイ】 ◆僕の責任はどれぐらい? (pp.16~17) ◆責任はお金だけですむわけじゃない (pp.17~18) 【コラムを読む】 ●過失相殺 (p.17) ●自転車事故の刑事責任 (p.18) | ・小学生が引き起こした自転車事故で、約9500万円の損害賠償を命じる判決が出された(神戸地裁、2013年7月)ことを紹介してもよい ・弁護士という職業について説明する ・「責任はお金だけですむわけじゃない」とはどういう意味か考えさせる |
| 開 | 加害者としての自分の責任を理解する | 破産という言葉を聞いて、マモル君もマモルの母もドキッとしています。誰でもそうなるでしょうね。ケースによっては「過失相殺」(読み方に注意)が認められて賠償金の額が減額されることもあるようですが、今回の場合は難しいようです。弁護士と話をして、マモル君は自分の責任の重さをようやく理解したようすです。お見舞いにも何度も行きましたね。その結果、子どものお母さんの気持ちにも変化がうまれたようです。 【ロールプレイ】 ◆マモルの反省と誓い (pp.18 ~ 19) 【コラムを読む】 ●今回の賠償金の内訳 (p.19) | 子どものお母さんの気持ちは、事故直後からどのように変化したのか考えさせる・賠償金の内訳を確認させる |
| | 賠償金と保険 | 【説明】 事故から半年以上がたって、後遺障害がないとわかり、賠償金の金額について合意が成立しました。子どものお母さんが、マモル君が反省していることをわかってくれたことも大きいようです。賠償金は保険会社が支払いましたが、もし保険に加入していなければマモル君の家族が工面しなければならないところでした。 | 毎月3万円ずつ貯金して265万円を 貯めるには、何年 かかるか計算させ てもよい(約7年 と5カ月かかる) |

| | 学習内容 | 学 習 活 動 | 指導上の留意点 |
|-----|-------------|--|---|
| 展開 | 民事裁判 | このケースの場合は合意が成立しましたが、合意に達することができず、民事裁判になるケースもあります。裁判になると、原告と被告にわかれて法廷で争うことになります。 マモル君は「二度と交通事故を起こさない」と誓いましたが、この言葉どおりに生きていけることを祈りたいですね。 | ・民事裁判と刑事裁 判は異なることを 指摘する |
| | | 【説明】 交通事故を起こした時、加害者は法律上の責任をはたしていかなければなりません。このことによって、被害者は救済されるプロセスに入っていくのです。しかし、法律上の責任をはたしたらそれでよいというわけではないことを、マモル君のケースは示しています。 しかも、尊い生命が犠牲になった死亡事故などの場合、はたして「救済」は可能なのかという問題があります。皆さんはどう思いますか。 | スキーバスに乗っていた多数の大学生が犠牲になった事故を思い出させてもよい |
| まとめ | 加害者にならないために | 【説明】 今日は自転車に乗っていた高校生が起こした交通事故について学習してきました。 交通ルールに関しては、「自転車の危険行為14項目」が決められ、2015年6月からは14歳以上のひとが信号無視や車道の右側通行、ブレーキ不良自転車運転などの危険行為をして3年間で2回摘発されると、有料の講習を受けることが義務づけられています。 では、授業の終わりに、皆さんが将来自動車を運転することを想定して、注意しなければならないことを述べてください。 | ・自動車事故についての説明の代わりに、「自転車の危険行為 14 項目」について詳しく説明してもよい・自由に発言させる |
| | | (説明) 自動車に乗っていた人が事故を起こした原因のうち多いものに、安全不確認、脇見運転などがあります。また、飲酒運転、居眠り運転、最高速度違反、過積載なども重大な事故につながる怖れがあります。皆さんも、将来自動車を運転するときは、一瞬の不注意が取り返しのつかない事態をひきおこすかもしれないことをよく理解してください。 (説明) 今日学習した内容から、交通事故を起こしてしまった時に生じてくる問題について、よく考えてください。そして、「加害者にならないために」ふだんから注意しておくべきことは何か考えてほしいと思います。 | ・自転車でも酒酔い 運転をすると,懲 役や罰金となることを指摘してもよい(5年以下の懲 役又は100万円以下の罰金) |



カタチのないものを守れ ~知的財産権~



指導のねらい

- ①著作権を例に、知的創造活動を行った者に、その成果に対する権利が認められることを 理解させる。
- ②なぜ知的財産権が保護されるのか、またその保護が、どのように運用されているのかを 理解させる。
- ③知的財産権を保護することと、活用されることにより文化・芸術・技術が発展すること を対比して考えさせる。

| | 学習内容 | 学 習 活 動 | 指導上の留意点 |
|----|--------------|---|---|
| 導入 | | 【導入】 これはクラスの○○さん(あるいは、私)の書いた文章(あるいは、描いた絵)です。こういった作品を「著作物」といいます。 ○○さん(私)は作家(画家・イラストレーター)ではありません。けれども、そんな○○さん(私)にも「著作物」に対する作者としての権利が認められます。この権利を「著作権」といいます。 「著作権」を認めてもらうのに、特別な手続きは必要ありません。みなさんが、文章を書いたり絵を描いたりしさえすれば、いわば「自動的」に「著作権」が認められることになります。 今日は、著作権を例に、知的財産権、カタチのない「財産」やその「権利」について考えてみましょう。 【ロールプレイの役割を決める】 | |
| | | マモル,ヒロシ,リエ,タカシ,ナレーター 【ロールプレイ】 ◆マモルのミュージック・フォルダ (p.20) 【発問】 ・インターネットからダウンロードで曲を手に入れたことのある人はいますか? ・それは一曲いくらでしたか? | 挙手により経験を 調査カタチのないもの である楽曲にお金 を払っていること に気づかせる |
| 展開 | 身近な知的財産権侵害の例 | 【発問】・ヒロシはお金を払っていたでしょうか?・友だちの持っている CD のコピーを頼んだことのある人もいるのではありませんか? | • 挙手は求めない |
| 1 | | 【説明】 ではお金を払わないと、どうなるか考えてみましょう。 | |

| | 学習内容 | 学 習 活 動 | 指導上の留意点 |
|----|-----------------|--|---|
| | 知的財産の保護の必要性 | 【ロールプレイ】 ◆夢はアーチスト (p.21) 【発問】 自分が歌手や作曲家だとしたら、どうでしょうか? 【説明】 歌詞やメロディー、それらに基づいて歌われた歌そのものもまた著作物です。歌手や作詞家・作曲家の生活を守るために、著作権が使われています。 | 歌手や作曲家はどのようにして収入を得ているのかを考えさせる収入が得られなくて困ることを気づかせる |
| 展 | 知的財産権・ 著作権とは | 【ロールプレイ】 ◆教えて!タカシ兄ちゃん (pp.21 ~ 22) | |
| 開 | | ■板書 知的財産権 知的創造活動の成果(作品やアイディア・工夫)を財産として保護する。 | コラム「●知的財産 権」も参照する |
| 1 | | (保設する。 例…著作権・特許権・商標権 その代表例 著作権 文芸・学術・美術・音楽など、人の思想や感情の創作的表 現を保護する権利 ・手続きをしなくても権利として認められる ・侵害(権利を奪われること)を止めさせることができ る ・侵害された場合は損害賠償を請求することができる →侵害した人は5年以下の懲役、もしくは、500万以 下の罰金 | ・時間があれば具体 例を発表させる |
| 展開 | 知的財産の保護と活用 | 【説明】 著作権の持ち主の了承を得ることなく、勝手にコピーしたり、使ったり(演奏したり)すると罰せられることがわかったと思います。 けれども、著作者本人(著作権者)がダメといったら一切使うことができないとなると、他の人はその音楽を楽しむことができなくなります。 できあがった歌を、作者以外が歌えない状況を考えてみてください。そのような状況は歌にとって、あなたにとって望ましい状況なのでしょうか。 では実際にどのようなことをしたらいけないのか。どのようなことはすることができるのか。また、歌手や作詞家・作曲家が収入を得るため、どのような仕組みがあるのか考えてみましょう。 | • (全く) 利用できな いのは「もったい ない」ことを感じ させる |

| | 学習内容 | 学 習 活 動 | 指導上の留意点 |
|-----|----------------------------------|--|---|
| | 知的財産権に 関する正しい 知識を身につ ける | 【発問】 知的財産クイズ (pp.23 ~ 24) | 答を見てしまわな いように注意し, クイズの質問に答 えさせる |
| 展 開 | | ■板書 (つづき) ・保護の例外 。個人や家庭での私的利用 。図書館での複写や論文の引用 。授業での利用 | Q1 保護の例外 Q2・3・4 例外の 例外 ・Q3では歌手や作 曲家はどのように て収入を得ている のか,を補足する →印税…作詞家, 作曲者,歌手, 演奏者にも Q5 特にインター ネット上の著作 (文書 や ど)の利用につい ては注意を喚起し ておく |
| 2 | | 【コラムを読む】 ●知的財産権 (p.22) ●知的財産を守る (p.25) 【説明】 知的財産はカタチのない財産です。それ自体や作った人を守ることで、文化や芸術、技術の発展にもつながります。 | ・文化的意義ばかり でなく経済的意義 も考えさせる ・2005 年に知的財 産高等裁判所が設 置されたことを紹 介するとなおよい |
| | 権利保護の意義 | 【ロールプレイ】 ◆夢をカタチにするために (p.25) 【説明】 他方で、せっかく発表されたり、作られたりしたものが、共 有財産(文化)として利用されないと文化や芸術、技術の発展 を妨げることにもなります。 | |

| | 学習内容 | 学 習 活 動 | 指導上の留意点 |
|-----|------|--|---|
| 展開 | | ■板書 (つづき) • 保護期間は 50 年(2017 年時点) | ・保護期間が切れた 映画や小説の例を 紹介する 例…格安 DVD・青 空文庫 ・TPP 交渉の中で, 変更される可能性 があることに留意 |
| 2 | | 【発問】 では保護期間はどれくらいが適当だと思いますか? また、その理由はなぜですか? 歌についてはどうですか? 小説についてはどうですか? 映画についてはどうですか? キャラクターについてはどうですか? あるいは、薬についてはどうですか? | 人によって、著作物によって、さまざまな意見のあることを認識させる |
| まとめ | | 【説明】 知的財産それ自体や作った人の権利を守りながら、いかに多くの人の共有財産として利用していくことのできる仕組みとルールを作るかが問われています。 | |



はじめてのアルバイト ~雇用と労働の問題~



指導のねらい

①労働に関する関心を高め、身近な例をもとに労働に関する問題を考えさせる。 ②労働者はどんな権利で守られているのか、労働基準法を中心に理解させる。

| | 学習内容 | 学 習 活 動 | 指導上の留意点 |
|----|---------------|--|--|
| 導入 | 労働法を身近に感じさせる | 【導入】 この時間は、労働者として働くときに、労働者が持っている権利について勉強します。 【身近に感じられる例】 ▶労働法クイズ(正誤問題) ① 焼肉屋で働くA(16歳・高校1年生)は、愛想よく客から人気もあったので、深夜0時まで働いた。 ② 今月は不況で売上が激減したため、労働者への賃金が1万円減らされることになり、Bは、穴埋めとして工場で作っている炊飯器をもらった。 ③ 高校生のCは、すし屋で働いている。高校生アルバイトなので、労働基準法が適用されない。 ④ インドから留学生で来日したDも、高校生Cの同級生であるが、大阪府内のコンビニで働いている。Dは外国人であるから、労働基準法が適用されない。 ▶授業者の労働観…授業者が、どうして教師になったのか、高校生の時にどんな仕事をしようとしたのかなど。 ▶生徒の労働体験…生徒のアルバイト体験を事前に調査して、まとめて、授業の導入に使う実践がある。 | ・労にあるとするとするとするとは、いるとは、いるとなどのでは、いるでは、いるでは、いるでは、いるでは、いるでは、いるでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、の |
| | 労働法の必要性を理解させる | 【ロールプレイの役割を決める】 ナレーター、店長、リエ、パテシ 【コラムを読む】 ●労働法はなぜ必要? 労働契約について (p.27) | シナリオの役割分担は、テーマごとに違ってもよい 労働においては、働かせるものと働くものとが労働契約を結ぶことになるが、労働者は、自分の労働力を買ってもらわなけ |

| | 学習内容 | 学 習 活 動 | 指導上の留意点 |
|-----|-------------------------|--|--|
| 導入 | | ■板書 なぜ労働法があるか ・使用者と労働者には、立場に格差 →労働者に不利益な雇用条件 ・労働時間や賃金など ・労働者をサポートする法律が必要 ・労働基準法、労働組合法、労働契約法などがある | れば生活ができないので不利になる。 労働者を守るために,労働法がある ことを伝えたい |
| 展開 | 労働条件の明 示について学 習する | 【ロールプレイ】 ◆面接 (pp.26 ~ 27) 【コラムを読む】 ●働く前に知っておくとよい知識① (p.27) 【発問】 アルバイトなどの面接時に、労働条件のようなものを書いた紙を見たことある人はいますか。 ■板書 労働条件の明示…労働基準法第 15 条 | ・面接で、大切な点は、「労働条件を書いた紙」を見せてもらうことである・雇用契約書の説明をしてもよい |
| 展 | 労働時間と賃 金について学 習する | 【ロールプレイ】 ◆働く時間はいつからいつまで? (p.28) 【コラムを読む】 ●働く前に知っておくとよい知識② (p.28) 【説明】 皆さんのなかにはアルバイトをしている人がいると思いますが、定められた時間(シフト)の前後に、ただ働きのような時間がありませんか。定められた時間以降にも、賃金なしで働かされることを、サービス残業といいます。 | ・労働時間で大切なこと①使用者の指揮下は、労働とみなすこと②賃金は、1分単位で考えること |
| 第 ② | | 【発問】 アルバイトの場合、時間給といって、1時間あたりいくらというように賃金が計算されます。労働法の観点から言えば、賃金がもらえる単位は、次のうちどれだと思いますか。 ア 1時間単位 イ 30分単位 ウ 1分単位 【説明】 正解は、ウの1分単位です。労働時間は、1分単位で計算します。通常は1ヶ月間の労働時間を合計して、支払われる賃金が決まります。ユニフォームに着替える時間や仕事前のミーティングなども、使用者の指揮命令下(指示)で行われれば、労働時間に含まれると解釈することができます。 | |

| | 学習内容 | 学 習 活 動 | 指導上の留意点 |
|----|---------------------------|---|---|
| 展開 | | 【発問】 仕事をする前に、研修期間があります。研修期間は、賃金が払われなくてもよいと思いますか。 【説明】 必ず参加しないといけない研修の期間も労働とみなされます。 賃金は、最低賃金以上の金額が支払わなければなりません。 ■板書 賃金は、1分単位 使用者の指揮下は、労働とみなす | |
| 展開 | セクハラとそ の対処につい て学習する | 【ロールプレイ】 ◆バイト先でいやな思いをしたくない! (p.29) 【コラムを読む】 ●セクハラとパワハラ (p.29) 【発問】 アルバイトをしていて、嫌な思いをしたことはありませんか。 【説明】 彼氏彼女がいるか、容姿についてしつこく聞く、身体に触れる、などの行為は、セクハラに相当することがあります。 *補足 時間があれば、男女の雇用問題について、男女雇用機会均等法があることを理解させる。 | 受け手が、性的に嫌な思いをすることをセクハラという 使用者は、労働者が嫌な思いをせずに、働きやすい環境を整備・維持する必要がある |
| 展開 | 解雇にまつわ るルールを理 解する | 【ロールプレイ】 ◆バイト先でやめろと言われたら、 従わないといけないの? (pp.30 ~ 31) 【コラムを読む】 ●働く前に知っておくとよい知識③ (p.31) 【説明】解雇には、いろいろなルールがあります 労働基準法第 18 条の 2「解雇の必要性」 労働基準法第 20 条「解雇の 30 日前予告」 労働契約法第 16 条「解雇の 4 要件」 → (1) 人員削減の必要性 (2) 解雇回避の努力義務 (3) 解雇対象者選定の妥当 (4) 解雇手続の妥当性 | 解雇にはルールがあって、労働者は、会社の都合で簡単に解雇されないことを理解させる |

| | 学習内容 | 学 習 活 動 | 指導上の留意点 |
|-----|----------------------------------|--|---|
| 展開 | ノルマと不当 なペナルティ の問題を学習 する | 【ロールプレイ】 ◆ケーキを買わされた (pp.31 ~ 32) 【コラムを読む】 ●仕事とノルマ (p.32) 【発問】 アルバイトとかをしていて、ノルマを課せられたことがありませんか。 【説明】 | ・ ノルマの設定は、 違法ではない。 し かし、 ノルマが達 成されなかった時 に、給与から天引 きされたり、 店の 商品を買わされた 時には、 違法にな ることがある |
| | | このシナリオのように賃金がカットされたり, お客に売って いる商品を無理やり買わされたりすることは違法です。 | |
| 展 | 退職の手続き を理解する | 【ロールプレイ】 ◆バイトはいつでもやめられるの? (pp.32 ~ 33) ◆バイトが終わって (p.33) | • 退職にもルールが あることを理解さ せる |
| 開 | | 【コラムを読む】 ●働く前に知っておくとよい知識④ (p.33) ■板書 | |
| • | | 期限の定めがない時に退職する場合 • 2週間前までに通知 • 雇用契約の終了予告→民法第 627 条 | |
| まとめ | | 【説明】 労働者が働きやすい環境をつくるためにいろいろな法律があり、いろいろな制度があることがわかりました。 もし自分が働く職場で、労働法に違反する行為があったときは、 我慢せずに、上司や仲間、親、先生などに相談してみましょう。 労働組合や労働基準監督署に相談しても良いですし、もし組合がなければ、自分で作ってもかまいません。被害をうけないようにするために、自分を守る法律を学びましょう。使用者としての責任を果たすためにも、法律を学ぶことが大切です。 また、おかしいと思ったときには、小さな勇気を出して、「おかしい」と声を上げましょう。 | 自分の労働についておかしいと思うことに対して、何かアクションを担てさますことが大切であることを理解させる 1人で抱え込まずに、相談することの大切さがわかるようにする |
| | | ■板書労働についておかしいと思ったら1. わからないことを調べる 2. 要求する3. 相談する4. 訴える | |



あやしい取引に引っかかったら、大変! ~消費者問題~



指導のねらい

- ①化粧品を売るマルチ商法を例に、問題点がどこにあるのか。マルチ商法に対する特定商 取引法を学ぶ。
- ②現実の社会における消費者の権利とその背景,消費者主権の重要性を理解し、合理的な決定ができたり、消費者問題に主体的に取り組む態度を養う。
- ③このテーマでは、契約の成立については深く扱わない。
- ④消費者問題は、トラブルが絶えない。困った時には、法律専門家をはじめとして相談することが重要であることも理解する。

| | 学習内容 | 学 習 活 動 | 指導上の留意点 |
|---|----------------|--|--|
| | 消費者問題の基本を理解させる | 【導入】 この時間は、悪質商法から起こる消費者のトラブルについて考 えます。 | |
| | | 【発問】 悪質商法といわれるものには、どのようなものがありますか? ■板書 ・悪質商法の例 マルチまがい商法 / アポイントメント商法 / ネガティブ・オ | ・悪質商法(問題商 法)については, 具体的な事例を説 明して, 興味関心 をもたせたい |
| 導 | | プション/キャッチセールス/催眠(SF)商法/デート商法・ メル友商法/資格(士)商法など ・消費者心理をたくみに利用→多くの被害 | 【参考】 政治・経済や現代社会、家庭科の資料集 |
| | | 【 発問】 なぜ消費者が被害にあってしまうのでしょうか? | に詳しく記述されている |
| λ | | 【コラムを読む】 ●消費者問題とは (p.34) 【板書】 • 消費者は、情報収集能力や交渉力が低い不利な立場 →消費者を守るための法律がある | 売る側と買う側は、対等なはずだが、現実には大きな格差があることに触れたい |
| | 悪質商法の事例を学習する | 【説明】 まずは、悪質商法の一つである「マルチ商法」を題材にした シナリオから、私たちはどのようにして悪質商法の被害に巻き 込まれてしまうのか、学んでいきましょう。 【ロールプレイの役割を決める】 マルミ、ユミ、ユミの父、弁護士 | • 最近は、「マルチレベルマーケティング」や「MLM」、 「ネットワークビジネス」といった言い方もある |

| | 学習内容 | 学 習 活 動 | 指導上の留意点 |
|---|------|---|--|
| | | 【ロールプレイ】 ◆甘い誘惑 (pp.34 ~ 36) ◆厳しい現実 (pp.36 ~ 37) | |
| | | 【発問】 ・ユミが化粧品を売ろうと思った理由は、何でしたか? ・ユミに、どのような問題が発生しましたか? | |
| | | ▶予想される生徒の答え・紹介を通じて高い収入を得ようと思った・商品が売れない・アツコがユミの父に文句を言ってきた | |
| | | 【説明】 ユミはマルチ商法の被害者になっただけではなく, アツコに 被害を与えてしまいました。では, このマルチ商法にはどんな 問題があるのか, 確認しましょう。 | |
| 展 | | 【コラムを読む】 ● マルチ商法 (p.38) | コラムを読んでいる間に板書するか、図を拡大コ |
| 開 | | ■板書 • マルチ商法のしくみ | ピーしたものを黒板に貼り付ける |
| 1 | | 1 3 ¹ =3 3 ² =9 3 ³ =27 : 17 日目: 1+3 ¹ +3 ² +···+3 ¹⁶ = 6457万81人 18 日目: 1+3 ¹ +3 ² +···+3 ¹⁷ = 1億9371万244人 19 日目: 1+3 ¹ +3 ² +···+3 ¹⁸ = 5億8113万733人 | 4代目は複雑なので省略してもよい 既存の会員数を含めると、18日目には日本の総人口を超える数に達し、無制限に成長することが絶対的にあり得ないことを指摘する |
| | | 【説明】 マルチ商法は、図からも分かるように、ネズミ算的に拡大す | 摘 9 る |
| | | るので、すぐに限界が訪れます。 会員勧誘を頑張っても、ピラミッドの頂点に近い人が利益を 得るだけで、ほとんどの人はユミのように、金銭的にも人間関 係の面においても大きな損害を被ってしまいます。 では、もし被害にあってしまった場合はどうしたらよいので しょうか。 | ・時間的に余裕があれば、無限連鎖講に当たり、処罰される可能性にも触れたい |
| | | | |

| | 学習内容 | 学 習 活 動 | 指導上の留意点 |
|-----|--|--|--|
| | クーリング・ オフ制度につ いて学習する | 【ロールプレイ】 ◆弁護士に相談 (pp.38 ~ 40) 【説明】 クーリング・オフは、このような悪質商法から消費者を守る ために、一度頭を冷やして冷静に考え直し、契約を解除する機 会をもたらしてくれる制度です。 では、どんな場合でもクーリング・オフ制度を利用して、契 約を解除することができるのでしょうか。 | |
| 展開 | | 【発問】 消費者法クイズ (p.41) 【説明】 クーリング・オフ制度は、全ての契約を無条件に解除できる わけではありません。制度について詳しく確認しましょう。 | |
| | | 【コラムを読む】 ●クーリング・オフとは (p.39) ●クーリング・オフは内容証明郵便で (p.40) 【説明】 この制度が利用できる契約であっても、不要な契約は最初からしないに越したことはありません。 私たちは、自分を守るためにも「賢い消費者」にならなければいけません。 | • 通知書をコピーしたうえで簡易書留として送る方法もあるが、どんな内容を送ったか証明できないため、内容証明郵便を用いることが望ましい |
| まとめ | 賢い消費者に なるために, 消費者ができ ることを学習 する | 【発問】 ・ユミが「賢い消費者」であるためには、どうすればよかったのでしょうか? ▷予想される生徒の答え ・最初から契約をしなければよかった ・変な点がないか考えればよかった ・もっと早く相談すればよかった 【説明】 「賢い消費者」に必要なことをまとめてみましょう。 | • 生徒に発言させ、 黒板にメモすると よい |

| | 学習内容 | 学 習 活 動 | 指導上の留意点 |
|-----|------|--|---|
| まとめ | | ■板書 ・賢い消費者になるために 1. トラブルに巻き込まれないようにする ・情報をうのみにしない ・問題が無いか調べる ・必要かどうかよく考える ・契約内容を確かめる ・安易に契約をしない ・ハッキリと断る 2. 困った時はすぐ相談 ・まずは信頼できる大人(親・先生)に ・国民生活センター・消費生活センター ・弁護士 3. 法制度を活用する ・クーリング・オフ(契約解除) | |
| | | 【説明】 一番大事なことは、契約をするときは慎重になることです。 思わぬ落とし穴が隠れているかもしれません。言われるがまま に契約をしてはいけません。特に、未成年の間は一人で契約を せず、親と相談しながら契約をしましょう。 もし被害にあってしまったかもしれないと思ったら、些細な ことでも恥ずかしがらずすぐ相談することがとても大切です。 | 例えば、クーリン グ・オフ制度には、 原則として期限が ある。相談が早け れば早いほど救済 もしやすい |

補 足

▶「解除」と「取消」の違いは?

ともに、いったん締結した契約を解消し、いわば最初から契約をしなかった状態に戻すという点で共通している。このうち「取消」は、契約の締結過程において、誤認や強迫などの不適切な要素(これを「瑕疵(かし)」という)が介在し、このため契約の効果を維持することが不適当な場合に、その契約を解消することをいう。一方、「解除」は、契約の締結過程に瑕疵はなく、いったん正式に成立した契約に対し、契約締結後の事情、例えば約束違反(債務不履行)などがあった際に、その契約を解消することである。

したがって、クーリングオフ(無条件の契約解除権)の規定は、いったん正式に成立した契約であって も、一定期間内(多くは8日以内)であれば消費者が後から頭を冷やして考えた結果、契約を解消できる ことを特別に認めたものであるから「解除」にあたる。

そこで消費者契約において、仮にクーリングオフの期間を経過していても、当該契約の締結過程そのものに、誤認等の瑕疵があれば、改めて消費者契約法等により、当該契約の「取消」を主張することが可能である。

*「解除」「取消」「無効」の説明については、必ずしもしなければならないわけではない。 未成年者の「取消」については、本冊子 11 ページを参照。

▶「無効」

法律の行為が備えているべき有効要件を満たさないために、その法律行為が法律効果を満たさない状態をいう。

▶関係する法律

- ・消費者契約法(2000年):消費者と事業者とが結んだ契約すべてが対象。契約を勧誘されるときに、事業者に不適切な行為があれば、契約を取消することができる。
- ・消費者基本法(2004年):1968年に制定された消費者保護基本法を大幅に改正し、消費者政策や行政の指針を規定する法律。消費者の権利の尊重と自立の支援を消費者政策の柱に置いた。



クラスメイトが警察に逮捕されてしまった! ~少年事件~



指導のねらい

- ①非行少年の処分については、刑罰よりも教育を中心に考えている、少年法の理念を理解 させる。
- ②犯罪などの非行行為を絶対に行わないことを, 万引き事件の具体的な事例から指導する。
- ③非行行為を行った後の反省する態度や、被害者への謝罪の重要性についても考えさせる。
- ④少年が更生することの意味や重要性についても認識させる。
- ⑤少年事件における処分の方法についても、理解させる。

| | 学習内容 | 学 習 活 動 | 指導上の留意点 |
|----|------------------------------------|---|---|
| 導入 | 少年事件の発生 | 【導入】 高校生のみんなが関わることがあるかもしれない少年事件について考えます。 【ロールプレイの役割を決める】 ナレーター、弁護士、マモル、ヒロシ、ヒロシの母、ヒロシの父、店長、審判官(裁判官) 【ロールプレイ】 ◆一本の電話 (p.42) ・自転車事故における弁護士との関わりを少し説明する ・逮捕には裁判所が発行する逮捕令状が必要なことを確認し、令状なしでも逮捕が可能な現行犯逮捕についても説明する ・弁護士への相談や依頼の方法についても、少し説明をする | すでに何らかの形で, このような事例に関 わっている可能性も あるので,生徒の不 用意な発言等にも十 分注意する |
| 展開 | 逮捕された際 の初期対応 逮捕後の少年 事件の流れ | 【ロールプレイ】 ◆弁護士と初めての面会 (pp.42 ~ 44) ・警察署での面会の制限やその方法についても説明する ・弁護士の守秘義務についても確認する ・事件や万引きの内容について、できるだけリアリティを感じさせる ・もしこのようなことが起こったら、必ず、保護者など誰か大人に相談するべきであることを指導する 【ロールプレイ】 ◆ヒロシの少年事件のゆくえ (pp.44 ~ 45) ・学校によって異なるかもしれないが、処分と学校との関係についても原則を説明する ・これから自分がどうなるかも気になるが、まずは、自分が犯した罪について反省することの重要性を訴える ・黙秘権についても、どのような権利かを確認する | ・弁護士以外は、家族できるとはいるできるとは限がある ・相談することの重要性をがある ・できれば、各校の状況も説の下されば、明するのは、原質はの重要性を確認する ・人身の自由の問題にも触れたい |

| | 学習内容 | 学 習 活 動 | 指導上の留意点 |
|----|----------------------------------|--|--|
| | 少年鑑別所の 役割 | 【ロールプレイ】 ◆少年鑑別所での面会 (pp.45 ~ 46) ・少年鑑別所とはどのような施設で、どのような役割を担っているかを、説明する ・ヒロシの反省の仕方について、生徒に考えさせる | 【巻末資料】p.99 (少年事件手続きの 流れ)の図を活用し て説明する |
| 展開 | | 【コラムを読む】 ●少年法の理念 (p.45) • 未成年者の犯罪には、少年法が適用される • 成人には刑罰が科されるが、少年の場合には教育的な観点から保護処分が下される • 少年法の理念は、非行少年の処分について刑罰よりも教育を中心に考えている • 少年は、身体的にも精神的にも未成熟のため、刑罰という制度より少年の更生をはかる • なぜ、少年の更生をはかる方が効果的で、本人だけではなく社会全体にとっても望ましいのかを考えさせる | 【巻末資料】p.113 ・少年法の条文を活用して説明する ・「更生」の意味を確認する ・社会全体の利益と個人との関係を意識させる |
| | 事件の被害者 への対応と本 人の反省の重 要性 | 【ロールプレイ】 ◆お店への謝罪 (pp.46 ~ 47) • このような未成年者の犯罪に対する、保護者である親の責任の取り方について説明する • 謝罪には、口頭によるものだけではなく、このような謝罪文など書面による謝罪の重要性についても言及する • 商品の代金以外にも、「お詫びの気持ち」も必要となる | もちろん本人も、 家庭に帰ったら直 接謝罪するべきで ある金銭的な解決 |
| 展開 | | 【ロールプレイ】 ◆ヒロシの反省 (pp.47 ~ 48) • 万引きによる被害者の状況についても考えさせる • ヒロシの親への感謝の気持ちについて考えさせる • 親の気持ちについても, どのような気持ちになるのかを想像させてみる 【ロールプレイ】 ◆学校生活への復帰 (pp.48 ~ 49) • 学校と保護者との連携を構築することが重要であることを認識 • 父や母などの保護者が気づくことの必要性についても言及する • 定期的に面談するなど, 反省を深めることが重要であることを確認する | ・時間的な負担についても意識させる ・自分の事ばかりではなく、親のことも考えなければならない ・信頼関係の醸成・家庭の課題も意識させる ・事件のことを忘れてはならない |

| | 学習内容 | 学 習 活 動 | 指導上の留意点 |
|----|-------------|--|--|
| | 家庭裁判所における審判 | 【ロールプレイ】 ◆家庭裁判所での審判① (p.49 ~ p.50 17 行) • 家庭裁判所における少年審判に出廷できる人など、家庭裁判所の特徴についても説明する • 保護観察処分について説明する | 少年事件は非公開 で行われるので、 傍聴することはで きない |
| 展 | | [ロールプレイ] | |
| 開 | | ◆家庭裁判所での審判② (p.50 18 行~ p.51) • 事件後にこのような弁護士への挨拶などの必要性を伝える • このようにさまざま出来事が、自分の進路の選択に大きく関係することに気づかせる | 弁護士との信頼関係の維持マイナスの経験を |
| 4 | | 【コラムを読む】 少年事件における処分 (p.51) | をプラスに変える 思考 |
| | | ・保護観察以外の保護処分・検察官送致・不処分・試験観察についても説明する | ※内容的にはやや難しい※時間がなければ、カットすることも可能 |
| まと | | 少年事件について ● 誰しも何らかの形で関わることがあることを意識させながら、 具体的な事例から少年事件の対処についての知識を身につけさせる | |
| め | | モラトリアムやアイデンティティの確立など、青年期の学習と も関連させながら、学習させる未成年から成人となることの意味についても考えさせる | |



まさかあの姉が?! ~ドメスティックバイオレンス~



指導のねらい

- ①DVとは何かを理解する。
- ②DVがなぜ起こるのか、それを社会がなぜ予防、対策を必要とするのかを理解する。
- ③DVが誰にでも起こりうることであることを理解し、自身あるいは身近なDVを防ぐためにできることを考える。
- *中学・高校生であれば、身近に経験している可能性がある。授業ではその点に配慮してすすめること。

| | 学習内容 | 学 習 活 動 | 指導上の留意点 |
|----|---------|--|---|
| 導入 | DVとは何か | 【導入】DVという言葉を聞いたことがありますか?DVについて何を知っていますか?・DVとは親密な関係にある人の間にある暴力。「身体的・性的・経済的・心理的」暴力の4種類がある | DVという言葉は、かなり浸透しつつある。生徒がどの程度の情報を得ているかを確認する。 但し、配慮をすること |
| 展開 | DVの例を知る | 【ロールプレイの役割を決める】 ナレーター、トモコ、マモル、ゴンタ、母親、父親 【ロールプレイ】 ◆姉から突然電話が ~ ◆やはりDVでは? (pp.52~56) • DVの被害者は、自分ではDVの被害者だと気づいていない場合があることを気づかせたい 【コラムを読む】 ●DVって何でしょう (p.55) • DVの構造について 。DVは身近な人間関係に潜む支配被支配の関係から生まれ、時には被害者がそれを「愛情」であると誤解している場合がある 「全国統一ダイヤル」 p.56 囲みを読んで、DV被害者が相談できる電話相談を紹介する。 | このストーリーはフィクションであるが、実際の事例をもとに作られていることを説明する 自分の知っているトモコケーのがあまりを見たマモルの戸まいを読み取って、後のワークにつなげたい |
| | | 【コラムを読む】 ●保護命令とは (p.56) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)によって、保護命令という対策がある。 | ただし,この法律は デートDV(恋人関 係のDV)は対象と していない |

| | 学習内容 | 学 習 活 動 | 指導上の留意点 |
|-----|--------------|---|--|
| 展開 | | 【ロールプレイ】 ◆離婚調停もすすめることに… (pp.56 ~ 58) ロールプレイ途中で,離婚について説明する。 ・協議離婚ー夫婦が共に,離婚に合意する離婚 ・調停離婚ー夫婦が離婚の合意に至らない場合,家庭裁判所に調停を申し立てて話し合いによってする離婚 ・裁判離婚ー調停によっても離婚の合意に至らない場合,裁判所の判決によってする離婚。調停が不調の時に行う | |
| 展開② | DVがなぜ起こるのか知る | 【作業1】 4~6人程度の班を作り、pp.58~60を読んで話し合う。その後、班の話し合いの結果を発表する。 ・しっかり者で口の達者だった姉のトモコが、なぜ「言い返せなかったのか」なぜ「相談できなかったのか」について話し合う ・DV被害者はどこから、支配・被支配の関係に落ち込んでゆくのかという視点でまとめる 【作業2】 ヒントになる言葉にマークをする。 〔ヒントになる言葉〕 ・「くたくたになるまで働いていたんだよ、彼。…だから彼を支えようと精一杯…」 ・「火敗ばかり…」 ・「失敗ばかり…」 ・「失敗ばかり…」 ・「生っとできると思ってたから恥ずかしい…」 ・「主婦業をなめてた。お母さんはすごい…」 ・「私の心配をしてくれるから、愛情があるから…」 ・「親の反対を押し切って結婚した…」 ・「私の選んだ人がひどい人だったって、自分でも認めたくなかった…」 【作業3】 マークした言葉がどのようにDVにつながるのかを話し合う。 〔想定される答え〕 ・自分の非を自分で責めていることがある ・自分だけが相手を理解し、支えられると思い込んでいることが | ・完璧主を ・完璧を ・完璧を ・で言うののできのい知言気の芽を でののい知言を ・ののい知言を ・ののい知言を ・ののい知言を ・ののい知言を ・ののい知言を ・ののい知言を ・ののい知言を ・ののい知言を ・ののいが、 ・のののいが、 ・のののいが、 ・のののいが、 ・のののののののののののののののののののののののののののののののののののの |
| | | ある ・実家を頼れない (頼れないと思い込んでいる) ために追い込まれることがある 【作業4】 作業のまとめ ・誰もが D V の被害者になる可能性がある ・本人が気づいていないことがあるので、周囲も気付いてあげたい | ドがあって助けを求められない 周囲の人々や社会の助けが必要ということに気付かせたい |



タマゴちゃんを取り戻せ! ~児童虐待~



指導のねらい

- ①児童虐待とは何かを理解する。
- ②児童虐待への対策がどのように行われているかを学習するとともに、その難しさについても知る。
- ③児童虐待を防ぐために、できることを考える。
- *児童虐待は、生徒の中に当事者がいる可能性があるので、授業ではこの点に配慮して進める必要がある。

| 児童虐待の定 養を確認する | 【 導入】 みなさんは、児童虐待について知っていますか。 【 コラム】 ●児童虐待って何? (p.62) 児童虐待防止法による児童虐待の定義は、 ・保護者による暴力である ・「身体的暴力・性的暴力・ネグレクト・心理的暴力」の4つがある ・法律では、一切の暴力が禁止されている 【説明】 | |
|-------------------------|--|---|
| | ●児童虐待って何? (p.62) 児童虐待防止法による児童虐待の定義は、 ・保護者による暴力である ・「身体的暴力・性的暴力・ネグレクト・心理的暴力」の4つがある ・法律では、一切の暴力が禁止されている | |
| | [=Hpp] | |
| | 厚生労働省の発表の資料を用いながら児童虐待の現状を紹介する。 http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/dl/about-01.pdf 【ロールプレイの役割を決める】 ナレーター、トモコ、マモル、相談員(男性)、相談員(女性)、母親、タマゴ | 児童虐待の相談数は増加の一方。 虐待死数は増加傾向にある |
| 見童相談所の 役割を知る | 【説明】 前章(⑦まさかあの姉が?! ~ドメスティックバイオレンス ~)の復習をする。学習していない場合は、簡単にDV事件のあらすじを述べる。 【ロールプレイ】 ◆家庭裁判所からの連絡 ~ | ・あらすじの例 「夫のDVから妻 が子どもを連れて 逃げ出した。母は 実家に返されたが, 警察に子どもだけ が保護され,現在 も児童相談所で保 護されている」 |
| _ | | 母親、タマゴ (説明】 |

| | 学習内容 | 学 習 活 動 | 指導上の留意点 |
|-----|---------------------------|---|--|
| 展開 | | 〔想定される答え〕 ●母親の生活の安定 ●周囲の理解 ●母親が周囲に助けを求めること ●母親の「返してほしい」と言う意思だけではだめ 【説明】 児童相談所は、児童問題(虐待・非行など)の相談・通告を受けて、実情を把握し、児童と家庭について必要な調査や医学的・心理学的・教育学的・社会学的及び精神保健上の判定を行う。また、児童及び保護者に判定に基づいて必要な指導を行う。 | ・社会が家庭に介入することが必要な場合がある ・児童相談所が一度保護しながら,親の熱心な要望で子どもを返した後に,虐待事件が発覚することが少なくない |
| | 身近に起こり うる児童虐待 の例を知る | 【ロールプレイ】 ◆子育ては大変…でも子育ては親の責任じゃないの? (pp.65 ~ 66) • ついイライラするマモルとトモコ • もしも、この状況が夫婦2人だけの場面だったら…と想像してみる | タマゴが帰宅する までの手続きが長 くかかることを読 み取り、なぜ、児 童相談所が慎重で あったのか気づか せる |
| まとめ | | 【作業】 ・4~6人の班で、どうしたら、児童虐待を防げるかを考える 【コラムを読む】 ●児童虐待を防ぐにはどうしたらいい? (p.67) 1.「つい暴力を振ってしまいそうになる」親の立場を想像してみる ・躾のため、子どものためと思って暴力を振るう親 2.「暴力を振るわれても親を慕う子ども」の心を想像してみる ・「いや」と言えないこども ▶予想される答え ・しつけであっても暴力は許されない ・親に余裕がなければつい暴力を振るってしまうので、親が経済的、社会的に安定していることが重要である 3. どうしたら児童虐待をなくせるか? ・虐待は密室で行われ、親は自分ではやめられないことがある虐待を疑われる状況を見つけたら通報するか、誰かに相談する ・子どもを守る責任は親だけではなく、周りの人たちにもある ・もしも、自分が保育園や学校、病院などに職を得たら、通報義務がある | pp.115~117の児童福祉法・17の児童福祉は、がいかければないかければないかければないがいないの児童がれてはないかはがある。「しつい場合ないではいかはがある。「しつないの場合ない。 たったいではいったのははないが、ではないが、ないが、ではないが、ではないが、ではないが、ではないが、ではないが、ではないが、ではないが、ではないが、ではないが、ではないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、 |



裁判員に選ばれた?! ~刑事裁判と裁判員裁判~



指導のねらい

- ①模擬裁判(ロールプレイ)を通して、司法や裁判員制度についての関心を高める。
- ②刑事裁判や裁判員制度の仕組みと意義などについて理解する。
- ③相互に異なる意見を, 話し合いによって合意し, 結論を出すという経験をする。

| | 学習内容 | 学 習 活 動 | 指導上の留意点 |
|----|-------------|---|--|
| 導入 | | 【導入】 裁判員制度について学習します。 【コラムを読む】 ●裁判員制度とは (p.69) 【ロールプレイの役割を決める】 ナレーター, リエ, リエの父, 被告人, 裁判長, 検察官, 弁護人, 証人 【ロールプレイ】 ●一通の手紙が届いた (pp.68 ~ 70) | 裁判員制度導入の目的について裁判に市民感覚を取り入れる国民参加を認めることで、裁判への理解や信頼を深める |
| | 裁判の原則を理解させる | 【ロールプレイ】 ◆刑事裁判の大原則とは (pp.70 ~ 71) ・無罪推定の原則 ・疑わしきは被告人の利益に ・適正手続き (憲法第 31 条) ・証拠裁判主義 (憲法第 38 条) | • 教科書と憲法の条 文で確認する |
| 展開 | 公判の流れを学習させる | 【ロールプレイ】 ◆裁判員裁判が始まった (pp.72 ~ 76) ■板書 裁判の流れ 冒頭手続き → 争点を明らかにする 証拠調べ手続き → 証拠を取り調べる 弁論手続き → 検察官・弁護人の意見を聞く 判決宣告 | シナリオのそれぞれの段階で裁判のしくみを説明するとよい公判前手続き,裁判員の選任手続きについても触れる |

| 学習内容 | 学 習 活 動 | 指導上の留意点 |
|------|--|--|
| 展開 | 【ロールプレイ】 ◆評議室での評議が始まった (pp.76 ~ 77) ・評議・評決について 。 有罪か無罪かを判断 。 有罪の場合,量刑を決定する 。 評決の方法 | ・評議や評決の方法 についても触れる ・有罪か無罪かの決定,量刑 ・意見がまとまらない時は多数決 但し被告人に不利な判断をする場合は裁判官と裁判員の双方の意見が含まれること |
| まとめ | 【コラムを読む】 ●裁判員の役割 (p.70) 【説明】 裁判員制度導入の目的 ・裁判に市民感覚を取り入れる ・国民参加を認めることで、裁判への理解や信頼を深める 【発問】 あなたは裁判員に選ばれたら、どのように感じると思いますか? 「予想される生徒の意見〕 ・やってみたい ・人を裁くのはいや、やりたくない 【説明】 参加した人たちの感想を紹介します。 (参考資料 p.55) =充実感が大きい 【発問】 あなたが裁判員に選ばれるとしたら、どのようなことに気をつけたいですか? | ・2009年に裁判6年年月6年年月7日末)で、大大を2015年に裁判6月末)で、大大を2015年に表別は6938日で、大大を経験しることを経験しることを経験しることを経験しることを経験しる。時間がかいるもりに、対しても、対しても、対しても、対しても、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては |

参考資料:最高裁判所『裁判員制度 ナビゲーション』2015.10 改訂版

【模擬裁判に取り組もう】-

裁判を身近なものとして生徒に経験させる取り組みとして、「模擬裁判」の実践がある。社会科の授業だけでなく、総合的な学習の時間を活用して全校的に模擬裁判の実践をしている学校も少なくない。 [ねらい]

- ①模擬裁判を通して、司法や裁判員制度についての関心を高める。
- ②個々の事実を正確に把握して、その事実に基づいて自分の考えを適切に表現する。
- ③証拠の検討や班での討論などから事件を多面的・多角的に考察し、公正に判断する。

[方法]

模擬裁判は、事件のシナリオを使ったロールプレイの方法と、事件はビデオを見る方法がある。 共に、事件を班ごとに検討して、有罪か無罪かを議論する。

〔教材や資料〕

模擬裁判のシナリオはさまざまな研究会が作成しているが、以下のものが手に入りやすい。その他、インターネットなどで検索すれば、参考になる実践例を見つけることができる。(2016年08月現在)

- ①法務省 裁判員制度コーナー 「よろしく裁判員」(強盗傷害事件
 - ・教材(シナリオ, 証拠など), 指導案, 参考資料などがそろっているので, そのまま使える http://www.moj.go.jp/keiji1/saibanin_info_saibanin_kyozai.html
- ②各地の弁護士会では、模擬裁判の教材を作成・提供しているので、問い合わせてみるとよい。
 - ・大阪弁護士会 DVD 教材「淀川書店事件」

PC ゲーム「ゲームで裁判員! スイートホーム炎上事件」

http://www.osakaben.or.jp/web/saibangame/

- ・愛知県弁護士会 DVD 教材「証言台を囲む人々~ドラマで学ぶ刑事事件~」 http://www.aiben.jp/page/frombars/katudou/houkyouiku_02.pdf
- ③最高検察庁監修 http://www.moj.go.jp/content/001180941.pdf
 - ・「模擬裁判をやってみよう」: 検察官が出張授業でする教材
 - ・教材、指導案、ワークシートなどがそろっている
- ④裁判員ネット「授業で使える模擬裁判 DVD (強盗傷害事件)」

http://saibanin.net/updatearea/news/archives/2330

- ⑤裁判員制度に関するDVD・ビデオなどの視聴覚教材もたくさんある
 - 最高裁判所 裁判員制度 アニメーション「ぼくらの裁判員物語」
 - ・高校生の恋愛を軸にした親しみやすいストーリーをベースに、刑事裁判及び裁判員制度のポイントを分かりやすく説明したアニメーション
 - ※ DVD の貸し出しもしてもらえる(地方裁判所の総務課に問い合わせる)

http://www.saibanin.courts.go.jp/index.html

日本弁護士会,裁判所,検察庁,法務省などで裁判員制度を広報するための冊子や映画を作成している。 学校にも各種送られているので、是非利用して欲しい。



運動場を仲良く使うためのルール作り ~立憲主義と民主主義~



指導のねらい

①合意形成と民主主義について、身近な例から考える。

社会生活において様々な対立があること、対立を解決する方法として、互いの価値観の 違いを尊重した上で、話し合いによる合意をめざすことが大切であることに気づく。

②民主主義と立憲主義について、多数決の方法から考える。

合意形成についても、多数決では決められないことがあることに気づく。

| | 学習内容 | 学 習 活 動 | 指導上の留意点 |
|----|--|--|---|
| | ルールとは何 か考えさせる | 【導入】 今日は、「運動場を使うためのルール」をどう作るかという問題をテーマに授業をします。 【発問】 私たちの学校の運動場使用のルールはどうなっていますか? 【ロールプレイの役割を決める】 ナレーター、マモル(サッカー部)、サヤ(新聞部)、トモキ(陸上部)アキラ(野球部)、ノリコ(ソフトボール部) | 導入部分は、ルールの意義を考えるワークであるが、時間があれば触れる程度の内容である。立憲主義をメインテーマにする場合はすぐ「展開①」に入るとよい |
| 導入 | | 【ロールプレイ】 ◆ルールがないとどうなる? (pp.78 ~ 80) 【発問】 この学校では「早い者勝ち」だったようですね。このルールだと何が困りますか? 【作業】 以下の問いについて班で話し合わせる。時間に応じて結果を発表させる。 ・私たちの学校には他にどのようなルールがありますか? ・そのルールがなかったらどうなりますか? | ルールは公的領域における他人との衝突を調整して秩序を保つために必要 社会に合わなければ変更できる いろいろな立場の意見を聞く 身近なルールについて、その役割に気づかせる |
| 展開 | 誰もが納得で きるルールを 作るために必 要なことは何 か考えさせる | 【ロールプレイ】 ◆野球部が勝手にルールを決めてしまった! ~民主主義の原則について① (p.80~p.81 13 行) 【発問】 | |
| 1 | | • 野球部が県大会に優勝して、優先的に使えるようなルールにしたいと考えたようですね。この要求は合理的ですか? | • YES / NO で挙手 させる |

| | 学習内容 | 学 習 活 動 | 指導上の留意点 |
|---|---------------------------------|--|--|
| | | • では,それぞれの意見を聞きましょう | • 不合理という意見 が多いと予想でき るが、合理的とい う意見の中から、 「効率」の問題を引 き出したい |
| 展 | | そもそも最初にルールをどのように作れば良かったのでしょうか | ルールを決める方 法としての民主主 義 |
| 開 | | 【ロールプレイ】 ◆野球部が勝手にルールを決めてしまった! ~民主主義の原則について② (p.81 20 行~p.82) | |
| 1 | | 【発問】 ・誰もが納得できるルールを作るには、どのような方法で決めるのがいいでしょうか? 【コラムを読む】 ●民主主義の大切さ (p.82) | 「手続きの公正さ」 が必要であること に気づかせる全クラブ参加の話 し合いの重要性 |
| | 多数決で決め ることの妥当 性を考えさせ る | 【ロールプレイ】 ◆多数決なら仲間はずれも許される! ~立憲主義の原則について① (p.83 ~ p.84 6 行) | 0日4 9至女任 |
| 展 | | 【説明】 各クラブから1人の代表者がでて話し合いましたが、まとまりません そこで多数決で決めることにしたようですね でもトモキは納得がいかないようです | 民主主義の方法として、多数決によるのがいいのかを考える「僕たちにも運動場を |
| 開 | | 【発問】 トモキは何が問題だと感じているのでしょうか? | 使う権利があるよ!」 |
| 2 | | 【ロールプレイ】 ◆多数決なら仲間はずれも許される! ~立憲主義の原則について② (p.84 7 行~ 24 行) | |
| | | 【発問】 サヤの発言「世の中には多数決で決められないことや決めてはいけないことがあるのよ」について、どのような場合があるのでしょうか? | 「多数決で何でも 決められるのが民 主主義なんて,驚 きね」 |

| | 【作業】各自3つ以上, ノートに書かせる発表させ, 黒板に書く | • 「内容の公正さ」に |
|--------------|---|--|
| | 【発問】 ・ 黒板の事柄に共通することは何でしょう? 予想される答え:個人の自由などの価値 | 気づかせる |
| 多数決の限界 と立憲主義 | 【ロールプレイ】* ◆多数決なら仲間はずれも許される! ~立憲主義の原則について③ ◆人権とは何か (p.84 25 行~ p.85, pp.85 ~ 86) 【発問】 なぜ多数決でも決められないことがあるのですか? ・多数決でも間違いを犯すことがある ・一人ひとりの権利は奪えない *展開③について シナリオは,グランド使用の話題を超えて,立憲主義や人権の問題にまで踏み込んでいる。このあたりは議論を整理しないと生徒は混乱するかもしれない。 ここではグランド使用の調整が多数決で決められない場合 (例えば,ある部だけに使わせないという決定)の問題に絞るとよい。立憲主義や人権については,時間があれば簡単に扱うとよい。 | |
| 人権とは何か | 【コラムを読む】 ●立憲主義の大切さ (p.85) ①立憲主義は、憲法(政治)の前提 立憲主義は国の政治(政治権力)を憲法でしばるという考え方 かつて…国王の横暴に歯止めをかける 今たとえ民主主義(多数決)でも、暴走したり、間違う ことがある ②人権は多数決によっても不当に損なうことができない =個人として尊重される →人権の不可侵性、個人の尊厳 *時間があれば、再度「なぜ、人権にかかわることは多数決で決 められないのか」を考えさせたい | 憲法第99条について補足する 立憲主義の歴史だけでなく、現代的課題についても触れる 憲法第13条について補足する 個人の尊厳に気づかせたい |
| | 立憲主義 | |

| | 学習内容 | 学 習 活 動 | 指導上の留意点 |
|----|------|---|---|
| \$ | | 【ロールプレイ】 ◆トモキたちの解決策 (p.87) 「トモキ達は、このような取り決めをすることにより、運動場という限られた場所をお互いに仲良く分け合いながら使うことができるだろう」 | |
| とめ | | 【発問】 ではもう一度質問です。 ルールを決める時に、考えなければならないことは何でしょうか? | 対立を解決する手段 としての民主主義の 方法,多数決の限界 について確認する |

参考

法務省 法教育研究会編『はじめての法教育』2005 ぎょうせい ルールづくり



幻のイエローカード ~「フェア」とは何か~



指導のねらい

- ①市民社会の成り立ちに大切な概念である「フェア・公正」を、法と道徳の違いに留意しつつ身近な事例をあげて理解する。
- ②社会契約の考え方、幸福追求権、公共の福祉、フェアの関係について考え、理解をめざす。

| | 学習内容 | 学 習 活 動 | 指導上の留意点 |
|----|---------------------------------------|---|---|
| 導入 | | 【発問】 フェア・公正について生徒のイメージを問う。 ・フェアとはどんなイメージですか? ・フェアでないとはどんなイメージですか? 自分の身近な経験からあげてみましょう 【説明】 フェアとは公正ということですが、自由で自立した個人がつくる市民社会ではどんな意味をもつのか、道徳論ではなく、法律の中でどう反映されているのか考えてみましょう。 | |
| | フェア・アン フェ ア の 意 味,定義につ いて考える | 【シナリオを読む】 ◆あるペナルティキック (pp.88 ~ 89) 【発問】 急に倒れて痛そうに足をかかえたユキオの行為を審判は相手選手の反則と判断してペナルティキックがあたえられた。でも、プレーを見ていたマモルは相手選手の足とユキオの足はぶつかっていないと書かれています。さて、みなさんはユキオの行為をどの | ユキオの行為を則 断するのではなく て、いろんな見方 ができることを前 提に、どう考える |
| 展開 | | ように考えますか? ▷予想される生徒の答え • ユキオは審判を欺こうとしたのでフェアではない • 欺かれた審判が未熟で、ユキオは褒められはしないが悪いと言うほどではない | のか生徒の意見を 出してもらう ・多様な他者の意見 に着目させる ・隣や周囲の生徒と 話し合わせて発表 させてもよい ・スポーツマンらし |
| | | ユキオはスポーツマンらしくない | くないという感覚 的な答えには、スポーツマンとはと うあるべきか、さ らに生徒の考えを 深めるような発問 をしたい |

| | 学習内容 | 指導上の留意点 | |
|----|---------------------------|--|--|
| | | 【発問】 フェアプレーという言葉がありますが、このフェアとはどうい う意味でしょうか。自分が一番しっくりくる日本語で置き換えて みたり、説明してみましょう。 | • 隣や周囲の生徒と 話し合わせて発表 させてもよい |
| | 具体的事例の 中でフェア, | ▶予想される生徒の答え 「ずるくない」「卑怯ではない」「公正」 「誰が見ても納得できること」「ルールにあっていること」 【ロールプレイの役割を決める】 ナレーター、マモル、リエ、ユキオ 【ロールプレイ】 ◆「スポーツは勝てばいい」? (pp.90 ~ 91) | •「フェア」という言葉の定義を考えるが、ここではあえて定義せず先にすすむ。「フェア」と「アンフェア」の解説はp.91のコラムを参照 |
| 展開 | アンフェアに ついて考える | 【発問】 みなさんは、マモルとリエのやりとりをどう考えますか? どちらにより共感しますか? ユキオの行為はフェアでしょうか、アンフェアでしょうか 文中の、「『フェア』と『アンフェア』を分けるものは何なのだ ろうか…。」について身近な事例で考えてみましょう ユキオの行為で不利益を被った人は誰でしょうか フェア・公正であるためにはどんな条件が必要でしょうか | ・隣や周囲の生徒と 話し合わせて発表 させてもよい・生徒にユキオの行 為を評価させる中 でフェア・アン フェアについて考 察させる |
| | | ▶予想される生徒の答え ・マモル、リエ、それぞれに支持者は分かれる ・ユキオの行為はアンフェアという答えが多いと思われる ・アンフェアな事例:掃除当番をさぼること(決められたルール違反)、列に割り込むこと(多くの人が了解している規範・マナー違反) ・不利益を被った人:相手チーム、審判、観客… ・「ルールがはっきりしていること」「大多数の人が納得すること」「不利益を被る人がいない」 | フェアであるための条件について考察させる身近なフェア・アンフェアについて考察させる |
| | 社会の中での フェアについ て考察する | 【コラムを読む】 ●「フェア」と「アンフェア」 (p.91) フェア・アンフェアの多義性・多様性に着目させる。 【ロールプレイ】 ◆マモルの選択 (pp.92 ~ 93) | 目的・手段・行為・ 結果 それぞれの場面で、 平等や公平に照らし てどうかという判断 が求められることに 留意させたい |

| | 学習内容 | 学 習 活 動 | 指導上の留意点 |
|-----|--|---|---|
| 展 | | 【発問】・マモルの行為をみなさんはどう考えますか?・マモルの行為はフェアでしょうか?【コラムを読む】●社会の中の「フェア」 (p.93) | マモルの行為を評価させる隣や周囲の生徒と話し合わせて発表させてもよい |
| 開 | | 【説明】 ・フェアとは社会関係の中の概念であること ・社会契約の中で法やルールがあること ・関係性の中で自分が掲げる正義が衝突するとき、「フェア・公正」の感覚やそれに基づくルールが必要であり、抜け穴に便乗しないことが大切であること ・スポーツのフェアと契約のフェアは通底していること。など要点を確認する | |
| まとめ | 【ロールプレイ】 ◆先輩のひとこと (p.94) 【発問】 ・この3人のやりとりをどう思いましたか? 【コラムを読む】 ●「もう一歩進んで~本当のことを言うことについて」 (p.95) ・ウソを言うことと本当のことを言わないことは同義ではない ・憲法第38条の意義を確認する 【説明】 ・法やルールはフェア・公正を旨として成立している。一方、ルール違反ではない、あるいは法は犯していないからと言ってフェアであるとは必ずしも言えない事例はたくさんある ・たとえばスポーツで、勝利のためにはルールを犯さなければ何をしても許されるというわけではない ・互いにフェアであるからこそ信頼が生まれて、社会が成り立つ(「社会契約」が成立する)フェア(公正)とは何か、行為・手段・行為・結果それぞれの場面でフェアなのかどうか、生活の具体的な場面で問い続けることが大切である。 | ・感想を自由に出させ、視野を広げる ・シミュレー(コール) についる カラン カー・ショラン は感しの はいまで は感しの はいまない はい | |



